

原管発官 R1 第 176 号
令和 2 年 1 月 30 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 5 日付け、原管発官 31 第 1 号をもって変更認可申請しました、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記の通り補正いたします。

記

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の別添及び添付資料を以下のとおり補正する。

- ・申請書の別添「柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表」を添付 1 に示すとおり変更する。
- ・申請書の添付資料「柏崎刈羽原子力発電所 5 号炉 高経年化技術評価書」を添付 2 に示すとおり変更する。

以 上

添付 1

変更認可申請書のうち
「別添」の補正

別 添

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針) 第107条の2</p> <p>高経年化評価GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2. 各GMは、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3. 1号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> | <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針) 第107条の2</p> <p>高経年化評価GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2. 各GMは、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3. 1号炉及び5号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> | <p>5号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期保守管理方針の追加</p> |

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|---|
| <p data-bbox="507 680 931 810">添付4 長期保守管理方針 (第107条の2関連)</p> | <p data-bbox="1774 680 2199 810">添付4 長期保守管理方針 (第107条の2関連)</p> | <p data-bbox="2623 289 2754 321">(変更なし)</p> |

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(1) 1号炉 長期保守管理方針（始期：平成27年9月18日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理の項目はなし^{※1}。</p> <p>※1：冷温停止状態が維持されることを前提とした評価による。</p> | <p>(1) 1号炉 長期保守管理方針（始期：平成27年9月18日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理の項目はなし^{※1}。</p> <p><u>(2) 5号炉 長期保守管理方針（始期：令和2年4月10日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理の項目はなし^{※1}。</u></p> <p>※1：冷温停止状態が維持されることを前提とした評価による。</p> | <p>5号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期保守管理方針の追加</p> |

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成30年9月19日 原規規発第18091910号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成30年9月21日から施行する。</p> <p><u>2. 添付2の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」、「5・6・7号機全体図」及び「7号機原子炉建屋2階、1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 添付3の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>（省略）</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<u> 年 月 日 </u>号） （施行期日） 第1条 この規定は、<u>原子力規制委員会の認可を受けた後、令和2年4月10日から</u>施行する。</p> <p>（省略）</p> | <p>5号炉は平成2年4月10日より運転を開始し、令和2年4月10日に運転開始から30年を経過する。 長期保守管理方針は、30年を経過した日を始期として、その後10年間に適用期間とする。</p> |

変更認可申請書のうち
「添付資料」の補正

添付資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 5 号炉 高経年化技術評価書